

平成26年度 横手市社会福祉協議会事業計画

はじめに

昨今の福祉をめぐる情勢は、社会、産業、経済構造の変化や少子高齢化の急速な進行と人口減少、さらには、生活様式や価値観の多様化などにより大きく変化し、福祉に対するニーズも多様化と高度化の傾向にあります。

また、地域におけるコミュニティの希薄化など、市民を取り巻く環境が大きく変わっていく中で、地域に潜在化する問題の把握や継続的な相談支援による深刻化の防止と早期発見に繋げることが求められています。

これらを踏まえ、27年4月からの実施にむけ、市の「横手市地域福祉計画」と社協の「横手市地域福祉活動計画」が補完・補強し合い福祉の実現を目指し、行政と共に一体的に計画を策定する年度となります。

更に、老人福祉施設5箇所の譲渡を受け、組織体制の強化はもちろん、長期に渡る財政基盤づくりも重点目標とし、本会の基本理念及び基本方針に基づき、本年度も取り組んでまいります。

I 基本理念

本会は、住民の参加と公私協働による「誰もが安心して暮らすことのできる地域づくり」を目標として活動に取り組みます。

II 基本方針

1. 私たちは、住民と共に、地域における福祉課題の把握と解決に努めます。
1. 私たちは、サービス利用者の人権を尊重し、質の高い福祉サービスの提供に努めます。
1. 私たちは、地域におけるあらゆる団体・組織との連携を図り、総合的な支援体制づくりに努めます。
1. 私たちは、地域福祉を推進する民間団体として、自らの専門的役割と責務を自覚し、自己研鑽に努めます。

【法人総務部門】

譲渡となった老人福祉介護保険事業所の経営等を含め一体的な財政基盤の見直し強化と労務、人事管理の適正化を図ります。

1. 総務、事業関係

(1) 役員会、委員会等

正副会長会・理事会・監事会・評議員会を定期的を開催し、法人の経営に関する意思を明確にすると共に、経営・運営上必要な事項を定め、健全な法人運営に努めます。

① 正副会長会	年3回
② 理事会	年3回
③ 監事会	年2回
④ 評議員会	年3回
⑤ 総合企画部会	年2回
⑥ 地域福祉部会	年2回
⑦ 事業経営部会	年1回
⑧ 苦情解決第三者会	年1回
⑨ 資金貸付事業運営委員会	年2回
⑩ 広報委員会	年3回
⑪ 第2期地域福祉活動計画策定委員会	年3回

(2) 組織と職員体制

効率的、効果的な組織体制の整備を図ると共に、職員一人ひとりの意識の向上を図ります。

(3) 役職員研修

健全な社協運営のため、社協の現状を認識のうえ今後の組織改善のために必要な研修を実施し資質の向上を図ります。

- ① 役員研修 年1回（10月）
- ② 職員研修 年1回（3～4種類の研修を企画し、必要なものに参加）

(4) 施設の管理運営事業

各福祉センター（うち指定管理：十文字、山内、大雄）及び譲渡となった老人福祉施設、更には十文字集会施設「ふれあい館」等、各種福祉活動、事業拠点として有効に活用できるよう、適正な管理と運営に努めます。

(5) 健全運営に向けた取り組みについて

法人の安定した財政基盤をつくるため、組織改革および事業や活動全体の精査を進め、費用対効果を意識した事務事業の推進に努めます。また、老人福祉施設の大規模修繕を含めた中長期的な財政計画の具体的な検討を進めてまいります。

(6) 規程関係の整合性と改善、見直しについて

新しい法人会計への移行に向け、関係規程の整備はもちろん、同時に、現状を踏まえた各種規程の見直しと整合性を図ります。

(7) 新会計基準移行に向けた取り組みについて

平成27年度予算から完全実施される新会計基準にあわせた移行準備年度とし、同規模の他市社協とも連携を図りながら、的確な移行に向け引き続きその準備を進めてまいります。

(8) 職場の安全衛生について

安全衛生委員会の設置やメンタルヘルス調査等の取り組みを継続して行い、仕事におけるリスクマネジメントや職員一人ひとりの、仕事や家庭におけるストレス対策も重要視しながら、働きやすい環境づくりに努めるとともに、職員間のコミュニケーションを含めた、職員の福利厚生事業も継続的に進めてまいります。

(9) ホームページの運用について

24年3月より立ち上げた社協のホームページは、1カ月あたり平均2800件の（通年約33600件）閲覧をいただいております。26年度においても、より見やすく適切な情報をご覧いただけるよう努めてまいります。

2. 指定管理事業関係

(1) 指定管理施設

より地域に密着した施設として、社協らしい運営方針と体制整備を図り、指定管理施設の健全な運営に努めます。

- | | |
|-----------------|------------------------|
| ① 十文字町健康福祉センター | (平成26年4月1日～平成31年3月31日) |
| ② 山内ほっとパレスゆうらく館 | (平成26年4月1日～平成31年3月31日) |
| ③ 大雄地域福祉センター | (平成26年4月1日～平成31年3月31日) |

【地域福祉部門】

誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりをめざして、地域住民やボランティア、福祉協力員をはじめとする福祉関係者や関係機関と連携し、地域の福祉ニーズや課題に対応した地域福祉活動を推進します。

3. 地域福祉関係

(1) 福祉ネットワーク事業

①いきいきサロン事業

住民同士の交流や親睦、結びつきを深めるために地域が自主的に進める交流活動を支援します。

- ・実施サロンへの活動費の助成
- ・地域の交流事業の推進
- ・地域の福祉に関する会議、研修
- ・安全・安心な地域づくりの推進

②ネットワーク活動基盤整備事業

地域福祉活動を進めるため、あらゆる方法と社会資源を活用した調査により、日常生活困難者等の個別支援活動から、地域の現状や福祉課題を把握し、ネットワーク活動である見守りや支えあいなどの活動を進め、地域の関係者・機関との連携を図り、住民が話し合い、気づき、共感できる活動を展開しながら、住民同士のつながりや結びつきを支援します。

- ・各福祉センターの取り組み

各福祉センターにおける地域特性や社会資源を活用し、小ネットワーク会議や住民座談会等の開催、住民支えあいマップ作成、要援護世帯調査及び巡回等、積極的アウトリーチの事業展開を図ります。

- ・コミュニティーソーシャルワーカーの資質向上

地域福祉活動を実践するコミュニティーソーシャルワーカーとしての職員の資質向上のため、関係機関で養成する研修等に職員を派遣するとともに内部研修に努めます。

(2) ふれあい安心電話システム推進事業（横手市受託事業：横手福祉センターを除く）

単身高齢者世帯等を対象に、安心・安全な生活が送れるよう、端末機を設置しながら生活相談や緊急時の通報に24時間体制で対応します。

- ①緊急通報装置及び安心電話端末機の保守管理
- ②本事業協力員の委嘱
- ③ふれあい相談・安否確認等

(3) 福祉協力員活動推進事業

社協事業の能率的な運営と地域福祉活動の円滑な推進を図るため、民生児童委員や

行政等の関係者・機関と連携しながら各福祉センター単位で福祉協力員会活動の積極的な推進に努めます。

①福祉協力員及び福祉協力員会活動の推進

福祉協力員及び福祉協力員会活動を推進するため、活動に関する事務を担当すると共に、必要な支援を行います。

②福祉協力員運営委員会の開催（年2回開催：7月・11月）

福祉協力員及び福祉協力員会活動の活動状況を確認しながら、必要な事業・活動の提案などを行います。

（4）障がい者社会参加促進事業（横手市受託事業）

障がいを持つ方の社会参加を促進するために、市民を巻き込んだ啓発活動を行うとともに、安定した生活を送れるよう必要な支援を行います。

①障がい者・ボランティア事業連絡会議の開催

障がい者・ボランティア事業の企画運営に関する会議や、必要な事業について検討するための会議を開催します。

②輪気愛相事業

障がいを持つ方やボランティア活動者の相互交流と、双方の理解促進を目的にスポーツ交流を行います。

③声の広報・点字広報の発行

障がいを持つ方の生活の質の向上と社会参加の促進を目的に、市広報などを朗読・点訳ボランティアに依頼して声の広報及び点字広報を作成し、必要な方々に配布します。

（5）介護機器貸出事業

寝たきりの高齢者や身体障がい者の方と同居している世帯で、他からの介護機器の借り入れが困難な場合に、一時的に介護機器を無料で貸与します。

①介護機器の貸し出し及び補修など（本部）

- ・車いすのみの貸し出しとします。
- ・現在、ベッド・エアマット等を利用している世帯については原則として譲渡とします。
- ・老朽化に伴う廃棄車イスについては、県社協「空飛ぶ車イス事業」へ活用します。

（6）総合相談事業

身近な相談窓口として各相談所を開設し、行政や関係機関と連携し、あらゆる生活課題・問題解決の支援のほか、総合的な相談対応により、地域の福祉ニーズを把握し、生活困窮者や日常生活困難者等の自立支援に向けた新たな支援活動及び福祉サービスの

開発を進めます。

①心配ごと相談所開設事業

- ・月1回（各福祉センターで開設）
- ・相談員研修会の開催（年1回開催：2月）
- ・開設日お知らせチラシの全世帯配布（無料法律相談・税務相談含む）

②無料法律相談所事業

- ・横手福祉センター（毎月1回）、他福祉センター（年4回）
- ・無料税務相談所事業（横手福祉センター）（毎月1回）

（7）たすけあい資金貸付事業

一時的な資金が必要で、その資金の融通が他から受けることが困難な世帯を対象に、自立した生活を送れるよう各種資金の貸付や生活相談の対応等の支援を行います。

①たすけあい資金貸付事業

- ・総合相談対応
- ・資金貸付、償還指導など

②資金貸付事業運営委員会の開催（年2回：5月・10月）

- ・貸付・償還状況の確認、適正な運営についての協議など

（8）生活福祉資金貸付事務事業（秋田県社会福祉協議会受託事業）

低所得世帯、高齢者世帯、障がい者世帯などを対象に、自立した生活を送れるよう各種資金の貸付や生活相談の対応等の支援を行います。

○生活福祉資金貸付事務

- ・総合相談対応
- ・目的に沿った資金の貸付
- ・手引き冊子の配布

（9）在宅介護支援センター事業（横手市受託事業）

包括支援センターのブランチとして地域型在宅介護支援センター業務を展開するもので、要援護高齢者・家族等に対する支援を効果的に進めるためのネットワークの構築や様々な社会資源との連携を図り、相談等を通して適切なサービスや制度につなげ、地域の身近な拠点として在宅介護を支援します。

- 実施地域
- ・横手福祉センター
 - ・山内福祉センター
 - ・雄物川福祉センター
 - ・十文字福祉センター
 - ・平寿苑（平鹿福祉センター）

(10) 地域福祉権利擁護事業（秋田県社会福祉協議会受託事業）

判断能力が弱まってきた高齢者や知的障がい者、精神に障がいのある方々が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの利用手続きや日常の金銭管理を行います。

- ・ 専門員（1名）の設置（県南地区サポートセンター）
- ・ 生活支援員の派遣
- ・ 生活支援員研修会の開催（年1回開催：5月）

(11) 自立者支援通所事業（横手市受託事業）

趣味活動等のサービスを提供し、孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態になることの予防等、高齢者の生きがいと社会参加の促進を図ります。

- ・ 横手 週3日（いきいき館）
- ・ 増田 週1日（憩いの家）
- ・ 平鹿 週1日（ゆとり館）
- ・ 雄物川 週5日（雄川荘）
- ・ 大森 週1日（大森健康温泉）
- ・ 十文字 週3日（幸福会館・創作館）
- ・ 山内 週5日（ゆうらく館）
- ・ 大雄 週2日（大雄福祉センター）

○利用対象 概ね60歳以上の単身高齢者等（行政による決定者）

○実施内容 介護予防の取り組み・趣味活動・季節の行事・健康チェック・昼食など

○従事者等研修会の開催（随時）

(12) 移送サービス事業（横手市受託事業）

在宅で重度の要介護者を介護されている方が、治療等のため通院の必要が生じ且つ普通乗車の搭乗が困難で、特殊乗車の使用が必要と認められた方に対して、移動の支援を行います。

- ①拠 点 横手福祉センター（横手・山内・大雄地区）
平鹿福祉センター（増田・平鹿・雄物川・大森・十文字地区）

②対象者 行政による決定者

(13) 家族介護者交流事業（横手市受託事業）

在宅で要介護者を介護されている家族を対象に、少しでも介護負担の軽減及びリフレッシュしていただくよう、介護相談への対応や介護者同士の交流などを行います。

(14) ボランティアセンター運営事業

①ボランティアセンターの運営

ボランティア活動の推進及び支援を目的として、各種相談への対応や必要な活動支援などを行います。

- ・ボランティア個人・団体登録、ボランティア活動の相談対応
- ・ボランティア活動保険加入の促進
- ・ボランティア関連事業（講座・研修会、集い、意見交換会など）の開催
- ・ボランティア情報の発信

②除雪ボランティア事業

自力での除雪が困難な高齢者世帯等に除雪ボランティアを派遣し、対象世帯の冬期間の安全確保と安心感を与えると共に、市民のボランティア意識の高揚を図ります。

③よこて父ちゃん楽校の開催

退職世代やシニア世代を対象に、自主的な企画による講座の開催や生きがいつくりや仲間づくり、特技や知識を活かした地域貢献活動、社協事業への協力、地域ボランティアとしての育成などを目的に行います。

④ふれあいフェスティバルの開催

ボランティア活動者や障がい者の相互交流と各活動への理解及び社会参加促進を目的に双方と社協が主体となって企画・運営します。

⑤災害ボランティアセンターの運営

災害時のボランティア受け入れや派遣等を行うため、災害ボランティアセンター設置をします。

- ・市災害ボランティアセンター運営マニュアル検証事業（設置運営訓練）
- ・災害ボランティア研修会の開催
- ・災害ボランティアコーディネーターの養成

(15) 福祉団体支援事業

地域福祉活動への積極的な参画を目的に、当事者組織の事務局を担当し、活動及び自立支援を行います。また、行政とも協議しながら活動費を助成します。

- ①横手市老人クラブ連合会
- ②横手市身体障害者福祉協会連合会
- ③横手市遺族連合会
- ④横手市手をつなぐ育成会

(16) 共同募金運動への協力

横手市共同募金会の事務局として、その運営や共同募金事業に対する協力を行います。

- ①横手市共同募金会への協力（本部）
 - ・横手市共同募金会の事務担当
- ②戸別募金・街頭募金等への協力（福祉協力員への依頼など）

4. 福祉教育活動推進事業

(1) 福祉教育推進校(指定校)支援事業

市内の小・中学校及び高等学校を対象に、児童生徒の福祉に対する関心を高めながら福祉活動への参画を目的として、自主的に行うボランティア活動や福祉体験学習の活動を支援します。

- ①活動助成金の交付（申請により決定／25年度指定校継続4校・新規6校予定）
- ②福祉教育活動への職員派遣等（体験学習、ボランティア活動等）

(2) 福祉標語事業

市内小中学生を対象に、児童生徒の福祉に対する関心を高めながら福祉活動への参画を目的として、福祉の標語を募集します。

- ①市内小学校4～6年生、中学校1～3年生を対象に募集します。
- ②優秀作品について、市社会福祉大会にて表彰します。

(3) ふれあいの手紙事業

市内のお一人暮らし高齢者と手紙やはがき等による相互交流を行い、児童の福祉のこころの醸成と高齢者の生きがいがづくり、相互交流による地域福祉の推進を図ります。

(4) 福祉出前事業

地域や学校で開催する福祉に関わる講座・研修会等への支援を行い、児童生徒、地域住民の福祉活動への啓発を図ることを目的に実施します。

※かいご教室事業を含めた事業展開を図ります。

5. 社協組織基盤整備事業

(1) 広報啓発事業

市民へ社会福祉協議会及び各福祉センターの各種情報をはじめ、地域の福祉活動の紹介などを発信するため広報誌「社協だより」を発行し、社会福祉協議会への理解や地域福祉活動への参画を求めます。

- ①社協だよりの発行(年6回：6月・8月・10月・12月・1月・3月／8ページ版)
- ②広報委員会の開催(年3回：4月・10月・2月)

(2) 社協会員拡大運動

「みんながつくるみんなの福祉」を進めるため、市民や団体、企業等を社会福祉協議会会員として加入いただき、その会費を財源として意向に沿った地域福祉活動を展開します。

(3) 社会福祉大会開催事業

本事業を通じて市民に社協（福祉）情報を発信すると共に、市民や福祉関係者の福祉活動への参画を促進し、福祉に関する意識の高揚を図ります。

①平成26年度(第10回) 横手市社会福祉大会の開催

(4) 事業評価検討事業

社会福祉協議会事業の評価と見直し、新規事業の検討等を行うため、各福祉センター単位で事業評価検討会議等を開催します。

・年2回

(5) 地域福祉活動計画策定事業

第1期地域福祉活動計画に沿って事業を展開するとともに、市民に広く周知し、協働により事業を進めていきます。また、事業の評価と改善を行うと共に、行政が策定する地域福祉計画と第2期地域福祉活動計画を一体的に策定します。

・第2期地域福祉活動計画期間 平成27年度～31年度（5カ年）

【介護保険部門】

指定管理施設の譲渡を受け、今後も各施設ともより良いサービスの提供とともに社協の特色を活かしながら地域に開かれた施設運営を図ります。

また、在宅関係事業所においては、事業の統合や経営形態の見直しなど新たな取り組みを検討し、経営の安定を図るとともに社協内外の関係機関との連携を強化し、質の高いサービス提供に努めます。

6・介護保険事業関係

<在宅部門>

(1) 訪問介護事業所（障害者居宅介護事業所）

①東部（横手福祉センター）②南部（十文字福祉センター）③西部（大雄福祉センター）

※365日(6:00～22:00)

<他受託事業>高齢者生活管理指導員派遣事業

65歳以上の高齢者で、要介護認定において自立判定を受けた方または自立相当と認められる方に対し、日常生活において必要とする簡易な家事援助や生活習慣を習得するための支援等を行うことを目的に、専門のヘルパーを派遣するものです。

＜他受託事業＞障がい者地域生活支援事業：移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある方に対して外出支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進するものです。

(2) 通所介護事業所（障害者生活介護事業所 ※康寿館・十文字）

- ①康寿館 ②平寿苑 毎日（8:30～17:30 内の7時間～9時間の範囲）
- ③雄風荘 ④十文字 月～土（8:30～17:30 内の5時間～7時間の範囲）
- ⑤大雄 月～金（8:30～17:30 内の5時間～7時間の範囲）

＜他受託事業＞障がい者地域生活支援事業：障がい児者デイサービス事業

障がいのある方に対して日中における生活の場を提供するとともに、食事や入浴等に関わる身体介護を提供するものです。

○事業所 康寿館通所介護事業所・十文字福祉センター通所介護事業所

(3) 居宅介護支援事業所

- ①横手 ②平寿苑 ③十文字 月～土（8:30～17:30）
- ④雄物川 ⑤山内 ⑥西部（大森福祉センター）月～金（8:30～17:30）

(4) 訪問入浴介護事業所

- ①横手 月～金（8:30～17:30）

＜他受託事業＞障がい者地域生活支援事業：訪問入浴事業

自宅での入浴が困難な障がいのある方に対して入浴介護を行うことにより、心身機能の一部を補うことを目的に特殊車両による訪問入浴サービスを提供するものです。

＜介護老人福祉施設部門＞

- (1) 特別養護老人ホーム 平寿苑 特養50床・短期入所10床
(居宅介護支援事業・通所介護事業・ケアハウスいずみの里)
- (2) 特別養護老人ホーム 雄水苑 特養50床・短期入所8床
- (3) 特別養護老人ホーム 雄水苑ユニット 特養30床
- (4) 特別養護老人ホーム 憩寿園 特養58床・短期入所8床

【その他】

7. 内部会議及び研修等

(1) 安全衛生委員会

職場における職員の安全と健康を確保するとともに、疲労とストレスを感じるものが少ない職場環境を形成することを目的として、必要な事項の検討や対策への取り組みを行います。

(2) 福利厚生委員会

スポーツや趣味等の交流を通して、職員間のコミュニケーションと心身のリフレッシュを図ることを目的とした、各種交流活動を企画、実施します。

(3) 感染症対策委員会

感染症の発生の予防及び蔓延の防止に関する対策を検討することにより、利用者及び家族、また職員等の健全な生活の営みに資することを目的に実施します。

(4) 介護福祉士等各種現場実習受入・指導

介護実習等の指導機関として、福祉関係職への就労を目指し就学している学生や、各機関で実施されている養成研修生等の受け入れ及び指導にあたり、福祉の人材育成に努めます。